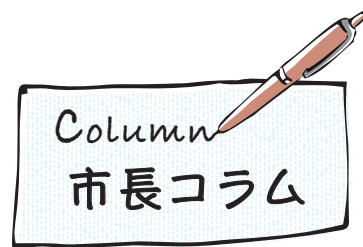




台湾国家発展委員会が地域医療センターかさまを視察
(令和元年5月30日来訪)



台湾交流事務所 開設一周年



本年8月23日をもって、台北市に笠間台湾交流事務所を開設して一年となります。

開設以来、台湾政府、現地の大使館及び華僑総会をはじめ多くの関係者の皆様にお世話になり、感謝申し上げます。

事務所開設後、台湾から笠間市にインバウンドで約750名の観光客の方にお越しいただき、台湾の行政・民間関係機関も18団体が笠間へ視察等で来訪してくださっています。

また、本市から台湾への観光客も増加し、県内や市内の商工、農業、建設団体等も交流事務所に訪問をして、激励をいただいています。

私も何度か台湾行政機関の招待により訪台し、地元関係者との会議に出席するなど交流を深めています。

7月23日から25日には、事務所開設一周年を記念して、市、市議会、市観光協会、笠間焼協同組合等、5団体の代表28名が公式の訪問団として台北市、台北市議会、台湾ゴルフ協会等関係機関を訪問しました。

その中でゴルフ協会とは東京オリンピック・パラリンピックのゴルフ事前合宿の合意締結、そして台湾の行政院農業委員会農糧署とは台湾バナナを笠間市内の小学校給食へ提供する覚書締結をしてまいりました。

一周年を機に、更なるインバウンドによって観光面での笠間市への経済効果の拡大を図っていききたいと思っています。そして今後は農産物の輸出、笠間焼の販路拡大、青少年の交流拡大へ取り組んでまいります。

受け入れの課題としては、市内のホテル等の宿泊施設の充実や体験観光の充実を図ることが必要です。

良い提案がありましたら、ぜひお聞かせください。

今月のピックアップ

**保育所、認定こども園などの
利用料無償化**

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたちの施設利用料が、10月1日から無償化となります。

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

また、0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちも対象となります。

認可外保育施設等も、市の「認定」により上限付きで施設利用料の補助が受けられます。

※1号認定（幼稚園部分）について
入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。

※2号認定（保育所部分）の3歳から5歳児の副食費（おかず分）について
利用料無償化後の副食費（おかず分）は、園が定める金額を直接園へお支払いただくこととなります。

詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

子ども福祉課（内線163）